(十三) 誘導炉、アーク炉若しくはプラズマ若しくは電子ビームを用いた溶解炉又はこれらの部分品若しくは附属 装置

(十四) アイソスタチックプレス又はその部分品若しくは制御装置(四の項の中欄に掲げるものを除く。)

(十五) ロボットであつて、次に掲げるもの若しくはその部分品又はこれらの制御装置

- 1 防爆構造のもの
- 2 放射線による影響を防止するように設計したもの

(十六) 振動試験装置又はその部分品(四の項の中欄に 掲げるものを除く。)

(十七) ガス遠心分離機のロータに用いられる構造材料であつて、次に掲げるもの(四の項の中欄に掲げるものを除く。)

- 1 アルミニウム合金
- 2 炭素繊維、アラミド繊維若しくはガラス繊維、炭素繊維若しくはガラス繊維を使用したプリプレグ又は炭素繊維若しくはアラミド繊維を使用した成型品
- 3 マルエージング鋼
- 4 チタン合金

(十八) ベリリウム若しくはベリリウム合金の地金若しくはくず若しくはベリリウム化合物又はこれらの半製品若しくは一次製品(電子機器の部分品に用いるベリリウム酸化物の半製品及び一次製品を除く。)

(十九) 核兵器の起爆用のアルファ線源に用いられる物質又はその原料となる物質((一)に掲げるものを除く。)

(二十) ほう素一〇

(二十一) 核燃料物質の製造用の還元剤又は酸化剤として用いられる物質

(二十二) アクチニドに対して耐食性のある材料を用い たるつぼ

(二十三) ハフニウム若しくはハフニウム合金の地金若 しくはくず若しくはハフニウム化合物又はこれらの半製品 若しくは一次製品

(二十四) リチウム若しくはリチウム合金の地金若しくはくず若しくはリチウム化合物若しくはリチウム混合物又はこれらの半製品若しくは一次製品

(二十五) タングステン、タングステンの炭化物又はタングステン合金の一次製品(円筒形のもの、半球形のもの 又はこれらを組み合わせたものに限る。)

(二十六) ジルコニウム若しくはジルコニウム合金の地 金若しくはくず若しくはジルコニウム化合物又はこれらの 半製品若しくは一次製品

(二十七) ふっ素製造用の電解槽

(二十八) ガス遠心分離機のロータの製造用若しくは組立用の装置又はその部分品